

平成24年上尾市教育委員会5月定例会 会議録

- 1 日 時 平成24年5月25日（金曜日）
開会 午前10時00分
閉会 午前11時38分
- 2 場 所 上尾市役所 本庁舎 7階 教育委員室
- 3 出席委員 委員長 野澤治雄
委員長職務代理者 河合悦子
委員 本田直子
委員 甲原裕子
委員 細野宏道
教育長 岡野栄二
- 4 出席職員 教育総務部長 遠藤次朗
学校教育部長 池野和己
教育総務部 図書館長 嶋田一徳
教育総務部次長 兼 スポーツ振興センター所長 菅間茂久
学校教育部次長 町田洋一
教育総務部副参事 兼 図書館次長 依田保之
学校教育部副参事 兼 学務課長 西倉剛
学校教育部副参事 兼 指導課長 兼 教育センター所長 講内靖夫
学校教育部副参事 兼 学校保健課長 長島慎一
教育総務部 総務課長 保坂了
教育総務部 生涯学習課長 三枝実
教育総務部 スポーツ振興センター次長 兼 市民体育館長 中島英二郎
学校教育部 中学校給食共同調理場所長 吉田満
教育総務部 総務課主幹 堀口慎一
書記 総務課主査 池田直隆
総務課主任 吉野智恵
- 5 傍聴人 0人

6 日程及び審議結果

日程第1 開会の宣告

日程第2 前回会議録の承認

日程第3 会議録署名委員の指名

日程第4 議案の審議

議案第31号 上尾市教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則の一部を改正する規則の制定について 【原案可決：議決第31号】

議案第32号 上尾市幼児教育振興協議会規則の一部を改正する規則の制定について 【修正可決：議決第37号】

議案第33号 上尾市公民館運営審議会委員の委嘱又は任命について 【原案可決：議決第32号】

議案第34号 上尾市図書館協議会委員の任命について 【原案可決：議決第33号】

議案第35号 上尾市スポーツ推進審議会委員の任命について 【原案可決：議決第34号】

議案第36号 上尾市立人権教育集会所運営委員会委員の委嘱又は任命について 【原案可決：議決第35号】

議案第37号 上尾市人権教育推進協議会委員の委嘱又は任命について 【原案可決：議決第36号】

日程第5 教育長報告

報告1 平成23年度上尾市教育委員会後援名義の承認等の状況について

報告2 児童生徒数・学級数・教職員数について

報告3 平成23年度 児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査結果（速報値）について

報告4 第19回（平成24年度）上尾市中学生海外派遣研修事業について

その他 上尾市小・中学校一斉避難訓練の結果について

その他 小・中学校における金環日食に伴う対応について

日程第6 今後の日程報告

日程第7 議案の審議

議案第38号 平成24年度上尾市一般会計補正予算に係る意見の申出について 【原案可決：議決第38号】

議案第39号 上尾市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例の制定に係る意見の申出について 【原案可決：議決第39号】

議案第40号 上尾市民体育館条例の一部を改正する条例の制定に係る意見の申出について 【原案可決：議決第40号】

議案第41号 工事請負契約の締結に係る意見の申出について 【原案可決：議決第41号】

日程第8 閉会の宣告

7 会議録

日程第1 開会の宣告

(委員長) 皆様おはようございます。ただ今から平成24年上尾市教育委員会5月定例会を開会いたします。傍聴の申出はございますか。

(事務局) 傍聴の申出はございません。

日程第2 前回会議録の承認

(委員長) 続きまして、4月定例会の会議録案につきましては、すでにお配りをして、確認していただいておりますが、何か修正等があればお伺いしたいと存じます。いかがでしょうか。

～ 委員から「ございません。」の声 ～

よろしいでしょうか。それでは、甲原委員さんにご署名をいただき、会議録といたします。

日程第3 会議録署名委員の指名

(委員長) 続きまして、「日程第3 本定例会の会議録署名委員の指名」を行います。本定例会会議録署名委員は、細野委員さんをお願いいたします。

(委員) はい。

日程第4 議案の審議

(委員長) 続きまして、「日程第4 議案の審議」でございますが、その前にお諮りいたします。本日提出されております議案第38号から議案第41号までの4件の議案につきましては、市議会に提出することとなる案件であるため、非公開の会議として審議したいと存じますが、ご異議はございませんか。

～ 委員全員から「はい、ございません。」の声 ～

それでは、ご異議がないものと認め、会議を公開しないものとして、決定いたしました。また、この決定を受けまして、予定されていた本日の日程を変更いたしまして、まず、会議を公開して審議を行う、議案第31号から議案第37号までの議案の審議を行い、続いて、教育長報告、今後の日程報告を行いたいと存じます。その後、非公開の会議として、議案第38号から議案第41号までの議案の審議を行いたいと存じますので、よろしくをお願いいたします。

○議案第31号 上尾市教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則の一部を改正する規則の制定について

(委員長) それでは、議案の審議を行います。まず、最初に「議案第31号 上尾市教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則の一部を改正する規則の制定について」説明をお願いします。

(教育長) はい。議案第31号につきましては、西倉 学務課長が説明申し上げます。

(事務局) はい。それでは、議案書の1ページをご覧くださいと存じます。現在、上尾市立小中学校に勤務する県費負担教職員に係る諸手当の認定権限については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律、埼玉県教育委員会の権限に属する事務処理の特例に関する条例により、上尾市に権限委譲されております。上尾市教育委員会では、諸手当のうち、通勤手当、住居手当、扶養手当

の認定等の事務について、教育長に委任し、さらに教育長は、その事務を小中学校長に委任しているところでございます。しかしながら、児童手当の認定等の事務については、教育委員会から教育長へ委任する規定の整備がなされておりませんでした。そこで、児童手当の認定等の事務について、教育委員会から教育長へ事務を委任するための規則を改正する規則を設け、それにより上尾市教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則を整備するものです。具体的には、議案資料の1ページをご覧ください。ここに新旧対照表を載せさせていただきました。こちらをご覧くださいとおり、今まですでに委任されていた項目に加え、児童手当にかかるものを新たに加えることにより、諸手当にかかる事務の委任に係る規則が整備されることとなるものでございます。なお、資料2ページ・3ページには、認定権限に関する法令等を載せさせていただきました。この規則改正が可決された後、上尾市教育委員会教育長の権限に関する事務の委任等に関する規定を一部改正して、この児童手当に係る権限を小中学校長に再委任する予定でございます。以上でございます。

(委員長) 議案第31号につきまして、説明いただきましたが、質疑、意見はございますか。

～ 委員から「ございません。」の声 ～

無いようですので、これより採決いたします。「議案第31号 上尾市教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則の一部を改正する規則の制定について」、原案どおり可決することにご異議はございませんか。

～ 委員全員から「はい。」の声 ～

ご異議がないものと認め、原案どおり、可決いたしました。

○議案第32号 上尾市幼児教育振興協議会規則の一部を改正する規則の制定について

(委員長) 続きまして、「議案第32号 上尾市幼児教育振興協議会規則の一部を改正する規則の制定について」説明をお願いします。

(教育長) はい。議案第32号につきましては、講内 指導課長が説明申し上げます。

(事務局) はい。議案書3ページ並びに議案資料4ページをご覧ください。「上尾市幼児教育振興協議会規則の一部を改正する規則の制定について」でございます。小1プロブレムの問題など、今まで以上に、幼稚園、保育所(園)、小学校が連携し、幼児期の教育と小学校教育のより一層の円滑な接続を図らなければなりません。このような中、今まで、幼児教育振興協議会の委員には、幼稚園の園長代表、小学校長の代表、学識経験者の枠で委嘱又は任命して運営してまいりました。現在、上尾市内におきまして、保育所(園)を卒園した児童も多く入学してくることから、市立保育所又は私立保育園において保育事業に携わっている者を加えて組織できるように改正するものであります。現在の8人から10人以内といたしまして、市内保育所関係の方々を委員として加えまして運営していきたいということでございます。以上でございます。

(委員長) はい。議案第32号につきまして、説明いただきましたが、質疑、意見はございますか。

(委員) はい。今までは「市内」という文言が入っていましたが、今回の改正では「市内の」という限定がございませんが、このように理解してよろしいでしょうか。市内の保育所や幼稚園に限定するのであれば、「市内」という文言を入れた方が良いと思うのですが。

(事務局) 第2号の場合ですが、「市立保育所」と「私立保育所」とが「又は」で接続されておりまして、おっしゃるとおり、「私立保育所」については「市内」ということは限定されておりません。ただし、上尾市の幼児教育についてご審議いただく協議会でございますので、委嘱の際は、当然市内の私立保育所において保育事業に携わっている者を委嘱することになります。

(委員) はい。よろしいでしょうか。私もさきほど、質問をさせていただこうと思いましたが、同様のことなのですが、もう一つ、幼児教育の振興のための協議会でございますので、協議会を何

のために設置するのかということを見ると、先ほど言ったとおり、幼・保・小の連携を図ることですので、ある程度、上尾市に限定して各論の議論がなされないとならないのかなと思います。そうすると、学識経験者は別として、現行の改正前においては「市内」ということが明確になっておりましたが、今回は「市内」の限定がなくなってしまうということについて、質問させていただこうと思いました。以上です。

(委員) 先ほどのお話については、理解できたのですが、改正前の第2号においては、「市内小学校長代表」となっておりましたが、改正後は第4号において「市内小学校を代表する者」の変更した点については、どのような趣旨だったのでしょうか。

(事務局) 現行、小学校長会からの推薦に基づき任命しております。改正前、改正後の表現が異なっておりますが、現行と同じく小学校長会からの推薦に基づき任命するものでございます。

(委員) 私はそのようには受け止めることができなかつたのでございまして、市立小学校を代表するものとする、その範囲が広がって何か問題が起こっては困るかな、と感じました。

(教育長) はい、よろしいでしょうか。ただ今委員の皆様からのご指摘の点でございまして、そのような意味を込めまして、文言の整理など事務レベルにおいても調整をしてきたのですが、ご指摘をいただいた点について遺漏のないように、再度調整したうえで、議案を修正させていただきたいと存じます。つきましては、この議案の審議については、一度保留としていただき、修正した後、ご審議いただければと存じます。

(委員長) はい。わかりました。それでは、議案第32号につきましては、後ほど審議いたします。

○議案第33号 上尾市公民館運営審議会委員の委嘱又は任命について

(委員長) 続きまして、「議案第33号 上尾市公民館運営審議会委員の委嘱又は任命について」説明をお願いします。

(教育長) はい。それでは先に議案第33号について、三枝 生涯指導課長が説明申し上げます。

(事務局) それでは、議案書の5ページをお願いします。「議案第33号 上尾市公民館運営審議会委員の委嘱又は任命について」でございます。提案理由といたしましては、上尾市公民館運営審議会委員の任期が平成24年6月12日で満了することに伴い、社会教育法第30条第1項の規定により、新たに一覧表にある方々を委嘱又は任命したいので、この案を提出するものでございます。なお、新たな任期は、平成24年6月13日から平成26年6月12日まででございます。以上でございます。よろしく願いいたします。

(委員長) はい。議案第33号につきまして、説明いただきましたが、質疑、意見はございますか。

(委員) 教えていただければと思います。運営審議会は、公民館の講座の内容などについても、審議されるのでしょうか。よろしく願いします。

(事務局) 公民館は、市内6館ございますが、各館、市民の皆さんを対象にさまざまな教室、事業を実施しております。年間の事業計画についてのご意見や、こういう視点で事業を組んだらどうかというような意見を伺う場であり、また、年間の事業報告といたしまして、前年度の実績報告などを行い、ご意見を伺う場となっております。

(委員) ありがとうございます。

(委員長) 他にございますか。

～ 委員から「ございません。」の声 ～

無いようですので、これより採決いたします。「議案第33号 上尾市公民館運営審議会委員の委嘱又は任命について」、原案どおり可決することにご異議はございませんか。

～ 委員全員から「はい。」の声 ～

ご異議がないものと認め、原案どおり、可決いたしました。

○議案第34号 上尾市図書館協議会委員の任命について

(委員長) 続きまして、「議案第34号 上尾市図書館協議会委員の任命について」説明をお願いします。

(教育長) はい。議案第34号について、依田 図書館次長が説明申し上げます。

(事務局) はい。それでは、議案7ページをお願いします。議案第34号 上尾市図書館協議会委員の任命について、上尾市図書館協議会委員に下記の者を任命する。提案理由でございますが、上尾市図書館協議会委員に欠員が生じたため、図書館法第15条の規定により、後任として任命したいので、この案を提出するものでございます。任期につきましては、平成25年7月31日まででございます。表にございますように、萩原常夫富士見小学校長、柿崎登西中学校長の2名を任命するものでございます。以上でございます。

(委員長) はい。議案第34号につきまして、説明いただきましたが、質疑、意見はございますか。

～ 委員から「ございません。」の声 ～

無いようですので、これより採決いたします。「議案第34号 上尾市図書館協議会委員の任命について」、原案どおり可決することにご異議はございませんか。

～ 委員全員から「はい。」の声 ～

ご異議がないものと認め、原案どおり、可決いたしました。

○議案第35号 上尾市スポーツ推進審議会委員の任命について

(委員長) 続きまして、「議案第35号 上尾市スポーツ推進審議会委員の任命について」説明をお願いします。

(教育長) はい。議案第35号について、中島 スポーツ振興センター次長が説明申し上げます。

(事務局) はい。それでは、「議案第35号 上尾市スポーツ推進審議会委員の任命について」でございます。上尾市スポーツ推進審議会委員に下記の者を任命する。こちらは、先のスポーツ推進審議会の委員でございました永井中央小学校長が、退職されたことに伴いまして、後任といたしまして、坂巻政美中央小学校長を今回、任命するものでございます。任期につきましては、残任期間でございます平成24年10月31日までとなっております。以上、説明とさせていただきます。

(委員長) 議案第35号につきまして、説明いただきましたが、質疑、意見はございますか。

～ 委員から「ございません。」の声 ～

無いようですので、これより採決いたします。「議案第35号 上尾市スポーツ推進審議会委員の任命について」、原案どおり可決することにご異議はございませんか。

～ 委員全員から「はい。」の声 ～

ご異議がないものと認め、原案どおり、可決いたしました。

○議案第36号 上尾市立人権教育集会所運営委員会委員の委嘱又は任命について

(委員長) 続きまして、「議案第36号 上尾市立人権教育集会所運営委員会委員の委嘱又は任命

について」説明をお願いします。

(教育長) はい。議案第36号につきまして、三枝 生涯学習課長が説明申し上げます。

(事務局) はい。それでは、議案書の9ページをお願いいたします。「議案第36号 上尾市立人権教育集会所運営委員会委員の委嘱又は任命について」でございます。提案理由としまして、上尾市立人権教育集会所運営委員会委員に欠員が生じたため、上尾市立人権教育集会所運営委員会規則第3条第2項の規定により、後任として新たに一覧表にある方々を委嘱又は任命したいので、この案を提出するものでございます。なお、新たな任期は、残任期間である平成25年3月31日まででございます。以上でございます。

(委員長) はい。議案第36号につきまして、説明いただきましたが、質疑、意見はございますか。

～ 委員から「ございません。」の声 ～

よろしいでしょうか。無いようですので、これより採決いたします。「議案第36号 上尾市立人権教育集会所運営委員会委員の委嘱又は任命について」、原案どおり可決することにご異議はございませんか。

～ 委員全員から「はい。」の声 ～

ご異議がないものと認め、原案どおり、可決いたしました。

○議案第37号 上尾市人権教育推進協議会委員の委嘱又は任命について

(委員長) 続きまして、「議案第37号 上尾市人権教育推進協議会委員の委嘱又は任命について」説明をお願いします。

(教育長) はい。議案第37号につきましては、三枝 生涯学習課長が説明申し上げます。

(事務局) はい。「議案第37号 上尾市人権教育推進協議会委員の委嘱又は任命について」でございます。上尾市人権教育推進協議会委員に欠員が生じたため、上尾市人権教育推進協議会設置要綱第3条第2項の規定により、後任として新たに一覧表にある方々を委嘱又は任命したいので、この案を提出するものでございます。なお、新たな任期は、残任期間である平成25年3月31日まででございます。以上でございます。

(委員長) はい。議案第37号につきまして、説明いただきましたが、質疑、意見はございますか。

～ 委員から「ございません。」の声 ～

よろしいでしょうか。無いようですので、これより採決いたします。「議案第37号 上尾市人権教育推進協議会委員の委嘱又は任命について」、原案どおり可決することにご異議はございませんか。

～ 委員全員から「はい。」の声 ～

ご異議がないものと認め、原案どおり、可決いたしました。先ほど保留となっている第32号及び第38号から41号までの議案については、後ほど審議いたします。

日程第5 教育長報告

(委員長) 続きまして、「日程第5 教育長報告」でございます。岡野教育長、よろしくお願いいたします。

(教育長) はい。それではお手元の教育長報告の冊子をお願いいたします。1ページ開いていただくと、報告が4件ございますが、本日2件追加いたしまして6件報告をさせていただきます。初めに「報告1 平成23年度上尾市教育委員会後援名義の承認等の状況について」は、保坂総務課長から説明いたします。

○報告1 平成23年度上尾市教育委員会後援名義の承認等の状況について

(事務局) 教育長報告の1です。「平成23年度上尾市教育委員会後援名義の承認等の状況について」でございます。平成23年度において承認した事業につきまして、事務取扱要綱第13条の規定により、報告いたします。次ページからの一覧にありますように、各課ごとにまとめてありまして、総務課24件、生涯学習課82件、スポーツ振興センター47件、指導課4件、学校保健課4件の合計161件の承認申請がありました。このうち、承認が160件、不承認が1件ございました。不承認の事業については報告書の8ページ一番下のものになるのですが、この件につきましては、「上尾・子どもを放射線から守る会」が主催する講演会でありまして、放射線の影響については専門家の間でも意見が分かれるところでして、一部の説に賛同する内容を市民に講演することが名義使用の事務取扱要綱の不承認事由に該当するため、不承認としたものでございます。

○報告2 児童生徒数・学級数・教職員数について

(教育長) 続きまして、報告2「児童生徒数・学級数・教職員数」につきましては、西倉学務課長から報告いたします。

(事務局) はい。教育長報告10ページ、11ページをご覧ください。本年5月1日の学校基本調査に基づきまして、児童生徒数・学級数・教職員数について報告いたします。まず、児童生徒数ですが、合計で18,854名が本市小中学校に在籍しております。内訳についてでございますが、小学校では、通常学級に12,396名、特別支援学級に109名が在籍しており、合計で12,505名の児童がおります。次に中学校では、通常学級に6,274名、特別支援学級に75名が在籍しており、合計で6,349名の生徒がおります。昨年度に比べまして、小学校は358名のマイナス、中学校では37名のプラス、合計で321名のマイナスとなりました。続きまして学級数ですが、合計で603学級となっております。内訳として、小学校は通常学級が383、特別支援学級が20の計403学級、中学校は通常学級が188、特別支援学級が12の計200学級であります。昨年に比べ、小学校で26学級のマイナス、中学校では3学級のマイナス、合計で29学級のマイナスとなりました。次に11ページの教職員数について報告いたします。まず県費負担の本採用教員数ですが、小学校が558名、中学校が335名で、合計893名であります。続いて臨時的任用者であります。5月1日現在で小学校では76名、中学校では55名、合計131名を任用しております。最後に、市費教職員についてであります。小学校には、アップスマイルサポーターが47名、特別支援学級補助員が8名、合計55名を配置しております。中学校には、アップスマイル教員として7名、アップスマイルサポーターを15名配置しております。なお幼稚園にはアップスマイルサポーターを2名配置しております。以上でございます。

○報告3 平成23年度 児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査結果(速報値)について

(教育長) 続きまして、「報告3 平成23年度 児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査結果(速報値)について」、講内指導課長から報告いたします。

(事務局) それでは、お手元の報告書の14ページをお開きください。「平成23年度 児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査結果(速報値)について」でございます。はじめに、「暴力行為発生件数」でございますが、小学校では、昨年度と同数、中学校では、平成20年度より減少傾向にありましたが、23年度は22年度と比較して10件増加しました。中学校の「暴力行為」につきましては、同一の生徒が繰り返し暴力行為を行ったことにより、増加しております。繰り返し暴力行為等を起こす児童生徒に対しては、必ず複数教員による指導を行うとともに、組織的に生徒指導を行うことが重要でありますので、職員の危機管理意識を高め、共通理解のもとに行う

共通指導について各校に指示したところでございます。

次に、15ページです。「いじめ」についてでございますが、認知件数は21年度にやや増加しましたが、23年度は、22年度と比較して45件の減少となっております。また、解消率も100%となり、すべてのいじめが解消されております。このことは、各学校でアンケート調査等を定期的実施するなど、いじめの未然防止に積極的に取り組まれた結果であると考えております。また、児童生徒及び保護者と信頼関係を築いており、いじめの早期発見、早期解決を図ることができたと考えております。しかしながら、いじめにつきましては、根絶することが目標でありますことから、「いじめをしない、させない」取組の一層の充実を各校で図っているところでございます。

続きまして、3番の「不登校」についてでございますが、不登校児童生徒数につきましては、減少傾向にあるものの、ここ3年間は、ほぼ横ばいの状況となっております。23年度の不登校児童生徒は、小学校27人、中学校106人で、22年度と比較すると小学校で9名、中学校で5名、小・中合わせて14名の減少となっております。効果のあった取組につきましては、アンケート調査の実施や、教育相談日の設定、さわやか相談室と家庭との連携などがあげられており、やはり「早期発見」「早期対応」が、不登校解消への一番の手立てであると思われまます。しかしながら、その数は依然小・中合わせて130人を超える数であり、厳しい状況に変わりはありません。24年度の不登校児童生徒出現率の目標値を設定し、各校で実態に応じた取り組みを行っているところでございます。なお、本年度は、教育センター職員による、さわやか相談室への訪問を昨年度以上に実施していきたいと考えております。以上でございます。

○報告4 第19回（平成24年度）上尾市中学生海外派遣研修事業について

（教育長）引き続きまして、「報告4 第19回（平成24年度）上尾市中学生海外派遣研修事業について」、講内指導課長から報告いたします。

（事務局）18ページをご覧ください。「報告4 第19回（平成24年度）上尾市中学生海外派遣研修事業について」ご報告申し上げます。本年度も昨年度に引き続き、派遣先はオーストラリアとなります。派遣期間は、7月23日から8月2日の11日間、募集人数は、各中学校の3年生の男女1名ずつ、計22名での実施となります。現在、男子12名、女子31名、計43名が応募しております。6月2日に抽選会を行い、参加者を決定いたします。事前・事後の研修を含めたスケジュール等につきましては、19ページをご参照ください。以上でございます。

○その他1 上尾市小・中学校一斉避難訓練の結果について

（教育長）それでは、本日追加させていただきました2件について、この後報告させていただきます。まず、その他1といたしまして、「上尾市小・中学校一斉避難訓練の結果について」、長島学校保健課長から報告いたします。

（事務局）はい。それでは、「平成24年度上尾市小・中学校一斉避難訓練について」ご報告申し上げます。本日は資料がなく、大変申し訳ございませんが、ただ今、各学校からの報告を取りまとめている状況でございます。現段階で報告できるものをお話申し上げたいと思います。

まず、実施日時でございますが、平成24年5月21日月曜日、時間は午後1時50分、学校では第5校時になります。この実施の経緯でございますが、昨年3月11日に発生いたしました東日本大震災の教訓を活かしまして、本年度に見直しを図ろうということで、避難訓練を実施いたしました。今回の目的や見直し、変更点につきましては、4点ほどございますが、まず1点目といたしまして、33校一斉による避難訓練の実施ということで、これまでは各学校単位で避難訓練を実施してきたところですが、災害時の情報の流れを確認する必要があることから、その課題を見出しながら今後の体制整備に活用していきたいということで、一斉避難訓練を実施する運びとなりました。

ただ、今回の避難訓練については、時間のない中での実施でございましたので、学校によっては既に行事が入っていた学校もございましたので、午前中に実施した学校も数校ございました。2点目といたしましては、地域と連携を深めるということでございます。これまで、地域との関わりがやや少なかったということで、今回につきましては各事務区長さんにご案内を申し上げまして、多くの方に参加をいただきました。3点目といたしまして、各学校と教育委員会の連絡体制の再確認ということでございます。今回確認できた課題について整理をしながら、今後の体制整備に活用していただくということで、連絡体制の確認を行いました。4点目といたしまして、児童生徒、教職員、教育委員会職員の防災意識の向上を再度図ろうということでございます。

訓練内容につきましては、共通事項といたしまして、緊急地震速報を用いまして、避難訓練を始めました。それと、2点目といたしまして、各校のPTAの役員さんにご協力をいただきまして、大地震発生後の通学路の安全確認の報告をしていただくということで、自宅から学校までの間における道路の被害状況、建物の損壊状況を学校に報告していただいたことが今回新たに加わったことでございます。それと、教育委員会への報告訓練ということで、第1報から第3報まで、各学校から教育委員会宛に報告がまいります。当然その中には、児童生徒、教職員の安否確認、建物、通学路の損壊状況、2次避難所の確認などを取り入れながら実施をいたしました。先ほどお話いたしましたとおり、各学校からの報告書を取りまとめている状況でございますが、学校によっては、同時に引渡訓練を行った学校もございました。多くのPTAの役員の皆様や区長さんに参加をいただき、区長さんとの懇親を深めた学校もございました。また、防災倉庫、備蓄倉庫なども見ていただき、結果的には充実した訓練だったと思います。しかし、課題点も多く見受けられましたので、ただ今、職員からのアンケートも取りまとめているところでございます。それらを踏まえて、今後の教訓としたいと思っております。

最後に報道関係でございますが、毎日新聞から取材依頼がございまして、富士見小学校で取材を行っていただきました。その取材の中では、児童の感想を聞いたり、校長から20分ほど聞き取り取材を行ったと報告がございました。これについては、記事となる予定と聞いておりますが、連絡が入り次第、ご報告したいと考えております。以上でございます。

(教育長) 資料がなく申し訳ございませんでしたが、一斉避難訓練を実施したということで、報告させていただきます。

○その他2 小・中学校における金環日食に伴う対応について

(教育長) 次に、「小・中学校における金環日食に伴う対応について」、講内指導課長から報告させていただきます。

(事務局) それでは、5月21日の月曜日の金環日食の観察についてでございますが、上尾市内小・中学校におきましても、登校時刻を早めたり遅くするなど、各校長の判断で実施したところでございます。教育委員会としましては、児童生徒の安全確保のために、「太陽を直接見ない」「登校中観察はしない」など事故に注意するよう、家庭への通知や児童生徒への事前指導の徹底を繰り返し指示し、結果、一人の事故もなく過ごすことができました。なお、観察等の様子につきましては、上尾市教育委員会ホームページに掲載させていただいております。以上でございます。

日程第4 議案の審議（再開）

(教育長) 報告は以上でございます。先ほど保留にさせていただきました、議案の審議につきまして、修正の準備が整いましたので、審議をお願いできればと思います。よろしいでしょうか。

(委員長) はい。お願いします。

○議案第32号 上尾市幼児教育振興協議会規則の一部を改正する規則の制定について

(教育長) それでは、ご指摘いただいたことを踏まえまして、修正した議案を提出させていただきます。第32号につきまして、町田学校教育部次長が説明申し上げます。

(事務局) はい。さきほど、説明いたしましたとおり、この幼児教育振興協議会の中に市内の保育所あるいは保育園の関係者が入っていないということで、市内の幼稚園、保育所の方々に入って議論していただくという趣旨でございましたが、先ほど提案させていただいた案の文言でございますと、明文化されておらず、そのような意図がくみとれないということでございましたので、修正させていただきます、提出をさせていただきました。お配りいたしました議案をご覧いただきたいのですが、第2号でございますが、修正案といたしまして、「市立保育所又は」の次に「市内に設置されている」という文言を入れさせていただきます、市内の私立保育園に限定したいと思っております。次に第3号ですが、「市立幼稚園又は」の次に同じく「市内に設置されている」という文言を入れまして、市内限定の幼稚園にしたいと思っております。また、第4号では、「市立小学校」を「市立小学校長」に修正いたしましたして、小学校長会から推薦される者を入れて、すべて上尾市に関係した者がこの審議会で協議をしていただくということに修正いたしました。原案もそのような趣旨で規定したものでございましたが、言葉が足りなく申し訳ございませんでした。以上修正案につきましては、法規担当も調整をさせていただいた上で、提案させていただいております。以上でございます。

(委員長) はい。議案第32号につきまして、説明いただきましたが、質疑、意見はございますか。

～ 委員から「ございません。」の声 ～

よろしいでしょうか。それでは、「議案第32号 上尾市幼児教育振興協議会規則の一部を改正する規則の制定について」、原案の一部を修正して可決することにご異議はございませんか。

～ 委員全員から「はい。」の声 ～

ご異議がないものと認め、原案の一部を修正して、可決いたしました。

日程第5 教育長報告

(委員長) それでは、議案の審議を終了して、教育長報告を続けます。報告6件について、何かご質問、ご意見等ございますか。

(委員) よろしいでしょうか。教育長報告14ページのいじめ問題、不登校の問題など、いろいろとたくさん問題、課題を抱えていることについて、指導課長さんからのご報告を拝聴いたしました。たいへん組織的に解決に向かっているということで、安心いたしました。特に不登校ですが、いじめもそうなのですが、数字だけではないと私は思っています。数だけではない、数が減ったからという問題ではなく、その一人ひとりの子どもにしっかりと目を向けて、大変ご苦労があらうかと思っておりますが、一層、組織的に、また、教育センターからも、どんどん学校に出向いて行って、連携を取りながら、一人ひとりの子どもたちに目を向けていただけたら、ありがたいと思っておりますので、ご指導のほどよろしくお願いいたします。

(事務局) ありがとうございます。

(委員) もう1点、よろしいでしょうか。毎年、海外派遣につきまして、「各学校」と、うたつてあるのですが、なかなかそれが実現できない学校もあつたり、男女の偏りがあつたり、私は「どうしてかな」と毎年毎年考えているのですが、やはりどの学校においても、それだけの経験したものが返ってきて、その情報を学校に伝えていただくということが、全学校のレベルアップにもつながると思っております。世界の中の日本人として、どの学校にもレベルアップしてほしいと願っておりますので、私の勝手な考えを申し上げさせていただきますと、「応募条件」の(3)の「外国の文

化を理解し、英語等を使い、積極的に日本文化の紹介ができる生徒」というのは、重い文言であると私は受け取ったのですが、「文化を理解できる子」や「英語を使える子」はより良いのでしょうか、開花する時点は子どもによっていろいろだと思います。早くから英語に関心を持っている子、塾にも行っている子、等あると思います。本来は学校教育が中心になるのですから、初めて中学校に行き、英語教育に開花するお子さんもいると思います。英語を使えなくても関心を持って、もっと勉強したいという意欲を現在進行形で持っているお子さんも派遣する方針であれば、各学校から、男子女子とも、もう少し多く希望者が出てくるのではないかと思います。私の個人的な考えでございますが、検討する際には、このことを入れて検討していただければと思います。以上です。

(事務局) ありがとうございます。参考とさせていただきます、その文言について検討させていただきます。ありがとうございます。

(委員) よろしくお願ひします。

(教育長) 実際に私が引率をして行ったときに見てみると、5の(2)に「単身で8日間ホームステイ」とありますが、このことを考えると、多少なりとも自己表現ができないと困る部分があるかと感じました。現地、ロッキヤー・ヴァレーに夕刻に到着すると、すでにホームステイ先の皆さんがいらっしゃっていて、その後、日本語は一切使えない状況になります。子どもたちですから、コミュニケーション能力も高くありますが、せっかくオーストラリアまで行って、何も話せない状況になってしまうのもいかなものなのか、ということもございます。ただ今、河合委員さんから応募条件についてご指摘がございましたが、教育委員会として考えなければならないのは、丁度この時期に、部活動の大会、県大会との兼ね合いがございまして、県大会等に出場する子どもたちが、制限されて応募できないということが、大きな要因の一つかなと感じております。あと、もう一つ考えられるのが、夏季休業に入って、自分自身の進路関係、塾などの学習計画のために辞退していることもあると、校長からの報告もございました。

(委員) ありがとうございます。

(委員長) 他にございますか。

(委員) 一つよろしいでしょうか。一斉避難訓練と引渡訓練を実施したということで、子どもたちにとっても、保護者にとっても、大切なことだと思います。ご報告の中に、時間的な都合もあったのですが、午前中に実施した学校もあったということですが、この点が統一されると、もっと良かったかなと思います。前回の定例会において、学校安全マニュアルの報告がございましたが、その中では、子どもの引渡しまでの時間や、先生、保護者の意識であるとか、マニュアルがたくさんありまして、どれも大切なものであると思うのですが、今回の避難訓練によって、マニュアルに沿ってできていたのか、できていなかったのか、反省点が出てくると思いますが、このマニュアルの隙間が埋められていって、皆さんの共通認識となればと思います。学校だけの実施ではなく、保護者という外部の人が訓練に参加することによって、一部思うとおりに浸透できないこともあるでしょうし、実際に迎えに来られなかった保護者がどれだけいたのかなど、疑問に思ったところもございます。

それから、金環日食ですが、各学校において先生方の指導もございまして、子どもたちも本当に楽しみにしていたようでした。一部の学校では、通常どおりの登校となった学校もあったと聞いておりますが、事前に学校の対応については、把握していたのでしょうか。

(事務局) はい。4月当初から、安全面に関しては教育委員会から何度も指示しており、各校の対応については、事前に把握しておりました。

(事務局) 今、ご意見をいただきました避難訓練の関係でございますが、ご指摘いただきましたとおり、午前と午後で統一できなかった部分があるのですが、今回は初めての実施ということで、今後においては、もう少し計画的に、十分に計画した上で、進めていきたと考えております。また、

マニュアルのお話もございましたが、3月に改訂をしたということで、これに沿って進めていくこととなりますが、当然今回の訓練の中で課題も見えてきたと思います。逆に言えば、今回の訓練で課題を出そうということが目的でもございました。その課題を少しでも多く出して、それを反省点としまして、今後、修正していこうと考えております。ありがとうございました。

(委員) 避難訓練については、教育委員会からの指導がしっかりとあったことが各校の学校だよりを拝見させていただくとわかりますし、どの学校も対応していることがよくわかりました。確かに、時間的に午前中に行った学校もあったと学校だよりに書いてございましたので、一斉にはできなかったのかもしれませんが、先ほど、委員さんからもお話ございましたとおり、今後は、さまざまな課題を踏まえながら、中学校など引渡訓練は難しいかもしれませんが、時期を見ながらご指導をいただければありがたいと思っております。

(事務局) ご意見をいただきまして、今後の参考とさせていただきます。ありがとうございました。

(委員) よろしいでしょうか。金環日食について、登校を早めるなど、時間を変更した学校はどのくらいあったのでしょうか。

(事務局) はい。小学校におきましては16校、中学校におきましては2校ということで、その学校の登校にかかる時間の関係もございますので、変更しなくても、家庭で観察してから登校する学校もございました。

(委員長) 他にございますか。よろしいでしょうか。

日程第6 今後の日程報告

(委員長) それでは、今後の日程報告をお願いします。

(事務局) 日程報告でございます。明日(5月26日)、明後日(5月27日)と小学校の運動会が予定されております。5月30日、埼玉県市町村教育委員会連合会総会が川口市フレンディアで開催されますので、全委員さんのご出席をお願いいたします。6月3日、富士見小学校竣工記念式典が13時30分から開催されますので、全委員さんのご出席をお願いいたします。6月4日、市町村教育委員会教育委員研究協議会がさいたま商工会議所会館で開催されます。河合委員さんと細野委員さんの出席をお願いいたします。6月の教育委員会定例会が6月20日14時から予定されています。よろしく申し上げます。以上でございます。

(委員長) ありがとうございました。そのほか、委員の皆様から、ご意見、ご要望がございましたら、お願いいたします。

〔以下、非公開の会議〕

日程第7 議案の審議

○議案第38号 平成24年度上尾市一般会計補正予算に係る意見の申出について

(委員長) それでは、ここからは、非公開の会議といたします。残りの議案4件の審議を行います。「議案第38号 平成24年度上尾市一般会計補正予算に係る意見の申出について」説明をお願いします。

(教育長) はい。議案第38号につきましては、町田 学校教育部次長が説明申し上げます。

(事務局) はい。それでは、11ページ、議案第38号につきまして、ご説明いたします。平成24年度上尾市一般会計補正予算に係る意見について、市長に意見を申し出るものでございます。ま

ず、歳入でございますが、15款県支出金 3項委託金、901,000円を増額補正するものでございます。これは、埼玉県から委託されまして事業を実施する「地域と連携した体力向上支援事業」のため、これに要する費用が埼玉県から100%支出されるものでございまして、この金額を補正するものでございます。次に、歳出でございますが、11ページ下段、(1)目的別予算額記載のとおり、9款1項教育総務費で10,138,000円の増額を行なうものでございます。その内訳につきましては、12ページ(2)所属別事業別歳出補正額の表に記載しております。まず、学務課所管の「さわやかスクールサポート事業(学級支援)」の中で、中1ギャップを解消することを主な目的として、中学校1年生を対象に35人学級を編成するため、市独自に臨時教員を配置しております。アップスマイル教員でございますが、当初、平成23年12月10日時点の見込みでは4名の配置を予定しておりましたが、本年度当初の学級数が確定し、計7名の教員を配置するというので、3名の増員が必要となりました。つきましては、3名分の賃金および旅費の9,237,000円の増額補正を行なうものでございます。次に、指導課所管の「地域と連携した体力向上支援事業」、先ほど説明申し上げました上尾市が埼玉県から委託を受けるものでございます。各学校における子どもの運動習慣、生活習慣の改善や体力の向上等への取組み、そして地域と連携した改善への取組みを行うものでございます。具体的には、上尾市体力向上地域連携協議会を組織いたしまして、バレーボール教室や陸上教室、なわとび大会、ドッジボール大会等を実施する中で、本事業の目的の具現化を図るものでございます。つきましては、事業を実施する上で必要な講師謝礼や消耗品の購入経費、901,000円の増額補正を行なうものでございます。以上、説明とさせていただきます。

(委員長) 議案第38号につきまして、説明いただきましたが、質疑、意見はございますか。

～ 委員から「ございません。」の声 ～

よろしいでしょうか。無いようですので、これより採決いたします。「議案第38号 平成24年度上尾市一般会計補正予算に係る意見の申出について」、原案どおり可決することにご異議はございませんか。

～ 委員全員から「はい。」の声 ～

ご異議がないものと認め、原案どおり、可決いたしました。

○議案第39号 上尾市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例の制定に係る意見の申出について

(委員長) つきまして、「議案第39号 上尾市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例の制定に係る意見の申出について」説明をお願いします。

(教育長) はい。議案第39号につきましては、長島 学校保健課長が説明申し上げます。

(事務局) はい。それでは、議案書13ページをお開きいただきますでしょうか。「議案第39号 上尾市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例の制定に係る意見の申出について」説明を申し上げます。初めに提案理由から申し上げます。14ページの下部分になります。公務災害補償の基準となる政令の一部改正に伴い、介護補償の額及び学校医等に対する休業補償等の額の算定の基礎となる補償基礎額を改定するため、上尾市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、市長に意見を申し出たいので、この案を提出するものでございます。本議案の改正内容でございますが、別冊資料の8ページをご覧ください。表の左側部分が改正案、右側部分が現行の対照表となっております。下線部分が改正する部分でございます。第7条の2、介護補償についての規定でございまして、第

1項第2号は、障害者自立支援法第5条におきまして、障害福祉サービスの規定について定めておりますが、同法同条第4項に視覚障害による同行援護が追加されたことによりまして、4項以降が順次繰り下がります。生活介護に係る規定が第6項から第7項に改正されたものでございます。次に、第2項第1号につきましては、常時介護を要する場合、介護費用の上限として月額「10万4,530円」を「10万4,290円」とするものでございます。第2号につきましては、常時介護を要する場合で親族による介護費用について、月額「5万6,720円」を「5万6,600円」とするものでございます。9ページをお願いいたします。第3号につきましては、随時介護をする場合の費用の上限額を月額「5万2,270円」から「5万2,150円」とするものでございます。第4号、随時介護をする場合の親族による介護費用について、月額「2万8,360円」を「2万8,300円」とするものでございます。次に、議案書13ページをお願いいたします。中段より少し下になりますが、学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の補償基礎額の改定で、療養補償と介護補償を除く、休業補償と傷病補償等について、学校医等の区分と経験年数に応じて補償基礎額を定めておりますが、その額の引き下げを行うものでございます。別冊の議案資料の9ページをご覧ください。別表（第2条関係）とありますが、この表の左側部分が改正案、右側部分が現行の対照表となっております。下線の部分が改正する部分でございます。学校医及び学校歯科医の補償基礎額及び学校薬剤師の補償基礎額について、この表のとおり、引き下げを行うものでございます。恐れ入りますが、議案書の13ページにお戻りいただきたいと存じます。附則といたしまして、この条例は、公布の日の属する月の翌月の初日、公布の日が月の初日であるときは、その日から施行するものでございます。14ページをご覧ください。経過措置といたしまして、まず1点目として、第7条の2第2項につきましては、この条例の施行の日以降に支給すべき事由が生じた介護補償について適用し、同日前に支給すべき事由が生じた介護補償につきましては、なお従前の例によるものでございます。2点目といたしまして、改正後の別表の規定につきましては、この条例の施行の日以降に支給すべき事由が生じた公務災害補償並びに同日前に支給すべき事由が生じた、傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金で、同日以後の期間について支給すべきものの補償基礎額について適用し、その他の公務災害補償の基礎額については、なお従前の例によるものでございます。以上でございます。よろしく申し上げます。

（委員長）はい。議案第39号につきまして、説明いただきましたが、質疑、意見はございますか。

～ 委員から「ございません。」の声 ～

無いようですので、これより採決いたします。「議案第39号 上尾市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例の制定に係る意見の申出について」、原案どおり可決することにご異議はございませんか。

～ 委員全員から「はい。」の声 ～

ご異議がないものと認め、原案どおり、可決いたしました。

○議案第40号 上尾市民体育館条例の一部を改正する条例の制定に係る意見の申出について

（委員長）続きまして、「議案第40号 上尾市民体育館条例の一部を改正する条例の制定に係る意見の申出について」説明をお願いします。

（教育長）はい。議案第40号について、中島 スポーツ振興センター次長が説明申し上げます。

（事務局）はい。それでは、議案書の15ページをお願いいたします。「議案第40号 上尾市民体育館条例の一部を改正する条例の制定に係る意見の申出について」上尾市民体育館条例の一部を改正する条例を次のように定めることについて、市長に意見を申し出る。

それでは、改正内容でございますが、別冊で配布いたしました議案資料をもとにご説明させていただきます。議案資料の10ページをお願いいたします。今回の改正につきましては、

指定管理者制度を導入することを前提とした改正でございますので、指定管理者制度につきまして、若干時間をいただきまして、ご説明をさせていただければと思います。初めに、上尾市民体育館における指定管理者制度の概要でございます。資料にもございますように、指定管理者制度は、平成15年の地方自治法の一部改正によりまして、新たに定められた制度でございます。これは、多様化する住民ニーズに、より効果的、効率的に対応するためには、民間事業者のノウハウを活用しようという趣旨から導入されたものであります。それによりまして、株式会社やNPOなどでも指定できることとなりました。ただし個人での応募はできません、あくまでも法人もしくは団体だけでございます。また、指定管理者制度を導入するに当たりましては、条例で指定の手續、管理の基準、業務の範囲等を定め、指定管理者の指定と合わせ、議会の議決が必要となるものでございます。次に、2の市民体育館における導入までの経過でございます。平成23年3月に策定いたしました「上尾市教育振興基本計画」におきまして、「スポーツ施設の管理運営については、指定管理者制度の活用も含めた管理体制の効率化や計画的な維持管理を図る」ことといたしました。また、同時期に策定した第7次上尾市行政改革大綱・行政改革実施計画におきましても、市民体育館につきましては、「耐震補強工事や大規模改修工事を契機に、指定管理者制度の導入を含めた検討をする」ことを位置付けたところです。また、一番下段にもございますが、「市民体育館や図書館などの公共施設民営委託化（指定管理者）を検討し、サービスの向上とコスト削減を図る」ことが、島村市長のマニフェストの一つとして位置付けられているところでございます。次に3の指定管理者制度導入のスケジュールでございますが この5月定例教育委員会、また6月議会において今回の条例改正のご議決をいただければ、7月上旬から公募を開始し、8月から10月に選定委員会にて指定事業者を選定、11月定例教育委員会及び12月市議会において「指定事業者」並びに「債務負担行為」のご議決をいただきたいと考えております。そして、平成25年4月から指定管理者による、業務を開始する予定でございます。次に、4といたしまして、指定管理者制度導入に向けた基本方針（案）ということで、こちらにも記載させていただきましたが、市民体育館に指定管理者制度を導入するに当たりましては、市内体育、スポーツ、レクリエーションの拠点としての役割を十分に果たすため、次の基本方針を定めたいと考えております。特に(1)の公の施設ということでございますので、このことを常に念頭に置き、市民福祉の増進に努め、公平な利用に供する管理運営を行うこと、これを第1として、考えております。そのほか、(2)から(7)まで、最終的には(7)の市民サービスの向上を図るため、たえず教育委員会といたしましてもチェックしてまいりたいと思っておりますので、定期的にモニタリングなどを実施して、サービスの維持向上を図ってまいりたいと考えております。続きまして、12ページをお願いいたします。5といたしまして、現在上尾市が指定管理者制度を導入している公の施設一覧でございます。1の文化センターをはじめ、現在、15施設で導入をしておるところでございます。参考に添付させていただきました。

続きまして18ページをお願いいたします。こちらに今回の条例改正に伴います新旧対照表に基づきまして、説明をさせていただきます。左側の下線が引かれた網掛け部分が改正部分になります。第2条の中で、「会議室兼スタジオ」となっておりますが、こちらは、今回、体育館のリニューアル工事を行います。内装関係、柔剣道を含めてすべてでございますが、床や壁の張り替え工事を行います。それに併せて、現在の会議室についても内装工事を行います。周りに鏡を張らせていただきまして、スポーツクラブにあるようなスタジオ風の会議室にしたいと思っております。会議室兼スタジオということと改正いたします。次に第3条の休館日でございますが、改正前の規定では、休館日を設けることは教育委員会の権限でございましたが、それを指定管理者が行う場合には、必ず教育委員会の承認を得てくださいという内容のものでございます。第4条の利用時間でございますが、こちらと同じく、教育委員会が開館時間を決めていましたが、それを指定管理者が変更する場合は、必ず教育委員会の承認を得て変更するように改正するものでございます。第5条、第7条改正関係は、今まで「教育委員会」とあったものを「指定管理者」に改めるものでございます。第8条も同じでございます。教育委員会が行っていたものを指定管理者に改めるものでございます。

続きまして、20ページをお願いいたします。こちらは、新たに加える部分でございますが、第12条でございますが、指定管理者に管理を行わせることの定めでございます。12条でございますとおり、「法人その他の団体であって教育委員会が指定するもの」ということでございます。そして、第13条が、指定管理者が行う業務の範囲でございます。実質的には、今、私たちが行っている体育館の貸出、施設の点検、物品の維持管理などについて、指定管理者が行うように範囲を定めたものでございます。第14条が、管理の基準ということで、こちらにありますとおり、第1号といたしまして、条例や規則にしたがって、適正な管理運営を行うことを規定したものです。第2号といたしまして、体育館の施設や物品の維持管理を適切に行うことを規定したものです。そして、第3号は個人情報の取扱いについて規定したものです。当然、業務上知り得る個人情報がございしますので、それについては、適正に取り扱うことを規定したものです。第15条が利用料金の定めでございます。今までであれば、市が使用料としていただいておりますが、今度は指定管理者の収入とすることができることを定めたものです。これによりまして、利用者が支払っていたものは指定管理者の収入となります。また、第15条第3項にございますが、別表に定める額の範囲内において、次にご説明をいたしますが、別表の料金表の範囲内において、指定管理者が料金を決めることができることを定めたものです。つまり、条例で定めた料金表を超えては料金を徴収することができないこととなっております。そして、第4項として、利用料金を定める場合には、必ず市長の承認を得ることを規定しております。第16条、第17条については、今まで市長、教育委員会とあったものを指定管理者に改めるものでございます。次に、職員ということで、薄く取り消し線になっている部分ですが、指定管理者制度を導入することに伴いまして、市の職員の配置がなくなりますので、条文を削除するものでございます。続きまして、22ページをお願い申し上げます。こちらが、今度新たに改正する利用料金の一覧表になります。アリーナ、卓球室、柔剣道場など、利用料金の変更はありません。会議室兼スタジオでございますが、600円となっております。改正前は1時間につき200円となっておりますが、貸出にあたっては、アリーナや卓球室と同様に午前、午後1など同じ区分で貸出を行っており、実質的に現在も600円をいただいておりますので、規定を整理したということで、料金の変更ではございません。そのほか、附属設備の規定がございましたので、加えさせていただきました。備考欄については、文言の整理でございます。23ページは、個人利用の場合の利用料金ということで、アリーナ、卓球室、柔道場及び剣道場については、変更がなく、体力相談室兼トレーニング室の個人利用ということですが、トレーニング室については、児童生徒さんは使用することができず、高校生以上が利用対象となりますので、児童生徒料金の設定がいらなくなったということと、今回のリニューアルに合わせまして、指定管理者がトレーニングマシンを入れ替えることとなり、同時にトレーナーを常駐させる予定でございます。このことから、県内市町の体育館のトレーニング施設の料金を調査したところ、平均が280円程度ということでございましたので、250円という料金を設定いたしました。備考欄ですが、平日、休日が消えているのですが、個人利用については、平日、休日の区分がございましたので、規定の整理を行ったものでございます。

それでは、恐れ入りますが、議案書にお戻りいただければと思います。17ページをお願いいたします。附則といたしまして、この条例は、平成25年4月1日から施行いたします。経過措置といたしまして、第2項として、平成25年4月から体育館が使用できることになるのですが、申込については、25年の2月から始まります。その分については、その時点では教育委員会で許可を出すこととなりますので、4月になってからは指定管理者の行為としてみなすことを規定したものでございます。提案理由でございます。上尾市民体育館の設置の目的を効果的に達成するよう、その管理を指定管理者に行わせるため、上尾市民体育館条例の一部を改正することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づきまして、市長に意見を申し出たいので、この案を提出するものでございます。以上でございます。

(委員長) 議案第40号につきまして、説明いただきましたが、質疑、意見はございますか。

(委員) はい。説明ありがとうございました。指定管理者制度を導入するという事は、私自身は良いことだと思っております。民間の活力が入り、競争意識も高まると思いますので、より市民の方々が利用しやすいものになるのかなと思います。ただ、市民体育館ということは変わりませんので、モニタリングという言葉になっていましたが、教育委員会としてしっかり行っていかなければならないと思っておりますので、よろしく申し上げます。以上です。

(委員長) 他にございますか。

～ 委員から「ございません。」の声 ～

無いようですので、これより採決いたします。「議案第40号 上尾市民体育館条例の一部を改正する条例の制定に係る意見の申出について」、原案どおり可決することにご異議はございませんか。

～ 委員全員から「はい。」の声 ～

ご異議がないものと認め、原案どおり、可決いたしました。

○議案第41号 工事請負契約の締結に係る意見の申出について

(委員長) 最後の議案になりますが、「議案第41号 工事請負契約の締結に係る意見の申出について」説明をお願いします。

(教育長) はい。議案第41号について、保坂 総務課長が説明申し上げます。

(事務局) はい。恐れ入りますが、議案書の19ページをお開きください。「議案第41号 工事請負契約の締結に係る意見の申出について」提案理由につきましては、中央小学校校舎改築工事（建築工事）に関する工事請負契約を締結することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、市長に意見を申し出たいので、この案を提出するものでございます。記載してございますとおり、契約の目的は、中央小学校校舎改築工事（建築工事）で、契約の金額につきましては、652,890,000円でございます。契約の相手方は、千代本興業株式会社でございます。恐れ入りますが、議案資料の24ページをお開きください。事業概要です。予算につきましては、平成23年度から平成25年度の3ヶ年にわたる継続費でございまして、総額1,240,000,000円でございます。建物本体工事は、4つに分けて発注されておりました、本件である建築工事以外の3件につきましては、いずれも契約済となっております。工期につきましては、平成25年10月31日までとなっております、建物につきましては、鉄筋コンクリート造4階建てでございまして、延べ面積につきましては、4,434㎡でございます。次の25ページが、配置図になっておりました、校庭近くの網掛け部分が改築棟でございます。次のページをお開きください。26ページが1階の平面図になっております。1階につきましては、昇降口及び管理諸室となっております。一部会議室を設けてございます。そして、次の27ページが、2階から4階の平面図となっております、2階から4階までは同じ平面となっております。各フロアには7つの普通教室がございまして、教室形態といたしましては、富士見小同様のオープン型の教室形態となっております。各フロア7教室でございますので、合計で21の教室を計画してございます。次の28ページが立面図となっております。屋根の一部について斜めに切られている部分がございますが、ここに将来、太陽光発電を取り付ける計画でございます。なお、26ページの1階平面図ですが、各室の使われ方を検討しておりました、放送室と校長室を入れ替えまして、校長室の隣が職員室になるように計画変更を予定しておりました、今後においても若干の変更が出てくることかと思っております。以上でございます。

(委員長) 議案第41号につきまして、説明いただきましたが、質疑、意見はございますか。

～ 委員から「ございません。」の声 ～

無いようですので、これより採決いたします。「議案第41号 工事請負契約の締結に係る意見の申

出について」、原案どおり可決することにご異議はございませんか。

～ 委員全員から「はい。」の声 ～

ご異議がないものと認め、原案どおり、可決いたしました。

〔以上、非公開の会議〕

日程第8 閉会の宣告

(委員長) 以上で、予定されていた日程はすべて終了いたしました。これをもちまして、上尾市教育委員会5月定例会を閉会いたします。お疲れさまでございました。

平成24年6月20日

署名委員

細野宏道